平成２３年（フ）第８４３４号
大阪市港区市岡元町２丁目１番６号　第２武智マンション1003号
債務者　桑野　繁一
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大山　弘通
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第７００号
埼玉県越谷市千間台西３丁目３番地　パークタウン13―306、旧住所埼玉県さいたま市見沼区春野１丁目８番３―903号
債務者　神崎　　希
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５１５号
埼玉県草加市手代町1028番地12　コーポカネコ101号
債務者　本多　勝良
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５９９号
埼玉県春日部市大衾74番地６
債務者　滝沢　裕美（旧姓澤田・森田）
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７０１号
埼玉県草加市長栄町344番地１　グリニティハイツＢ―103号
債務者　堂園　　智
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７０９号
埼玉県三郷市鷹野１丁目305番地
債務者　深栖春海子
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６４７号
愛知県豊田市小坂本町７丁目74番地、住民票上の住所愛知県日進市栄３丁目1307番地　ＬＭＮＣ日進の丘弐番館403
債務者　大和田智文
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第６５０号
愛知県岡崎市伊賀町字６丁目31番地　コーポドラゴン203、前住所愛知県岡崎市河原町３番地11　マンション英苑205
債務者　田中　広宣（旧姓梅田）
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第６７０号
愛知県刈谷市野田町一本木27番地１　サンコーポラス野田６棟105号、前住所愛知県刈谷市小垣江町石ノ戸１番地１　パレス清水204号
債務者　重田　寛二
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１８７号
滋賀県近江八幡市安土町上豊浦963番地　102号、前住所滋賀県近江八幡市安土町慈恩寺667番地１
債務者　佐々木良子
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１９０号
滋賀県彦根市宇尾町169番地２
債務者　丸山　義広
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１２３８号
広島市南区東荒神町４番２―101号
債務者　美濃　幸子
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３３４号
広島県安芸郡府中町宮の町２丁目５番35号201
債務者　大西歩津三
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３６４号
広島県東広島市安芸津町風早2764番地５
債務者　岡田　綾子
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４１８号
広島市中区千田町２丁目１番８―203号
債務者　溝渕由紀子（旧姓小池）
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４２７号
広島市西区庚午南１丁目26番25―102号
債務者　上内　　恵
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６０６号
京都府城陽市平川車塚89番地の４　ルレヴェ・ナミカワⅡ205号
債務者　重冨　宏樹
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係